

Ⅲ 年金

1 現在の年金制度

私たち公務員は、下表のとおり 3つの年金制度に加入しています。

1	国民年金 (基礎年金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上 60歳未満の全ての国民に共通する年金制度で、1階部分と呼ばれます。 ・ 共済組合の組合員も、国民年金の被保険者です。
2	厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者(民間会社員、公務員)の年金制度で、2階部分と呼ばれます。 ・ 勤務した期間と報酬額に比例した年金が支給されます。 ・ 勤務形態から「一般・国共済・地共済・私学共済」の4通りに分かれます。
3	年金払い退職給付 (退職等年金給付)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員の新たな退職給付として創設された年金制度で、3階部分と呼ばれます。 ・ 平成27年10月以降の組合員期間が算定の基礎です。

(1) 国民年金と厚生年金の被保険者

企業年金				年金払い 退職給付		
厚生年金		一般 厚生年金 被保険者	国共済 厚生年金 被保険者	地共済 厚生年金 被保険者	私学共済 厚生年金 被保険者	
国民年金	第1号被保険者 (自営業者等)	第2号被保険者 (民間会社員や公務員など)			第3号被保険者 (第2号被保険者の被扶養配偶者)	

平成27年9月までの公務員期間に応じて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。

(2) 基礎年金番号

公的年金の加入資格が発生した際に、各公的年金制度を通じて共通化した年金番号が、基礎年金番号として付番されます。この番号は、加入年金制度を異動しても変わりません。

共済組合の加入期間のみの方は、国民年金手帳をお持ちではなく、平成9年に「基礎年金番号通知書」が発行されています。見当たらない場合は、年金事務所に再発行を依頼してください。

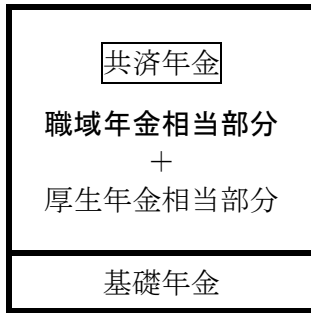
なお、令和4年4月1日より、国民年金手帳は手帳形式を廃止し、「基礎年金番号通知書」に切り替えられました。

(3) 被用者年金制度の一元化

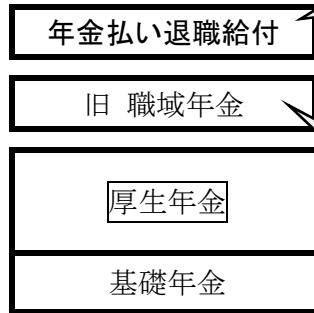
平成 24 年 8 月 22 日に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が公布され、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度は厚生年金に一元化されました。

また、職域年金相当部分は公的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設されました。

【平成 27 年 9 月まで】



【平成 27 年 10 月以降】



平成 27 年 10 月 1 日以降に年金払い退職給付として掛金を納めた期間に応じた年金が支給される。

平成 27 年 9 月 30 日までに職域年金相当部分の掛金を納めていた期間に応じた年金が支給される。

2 年金給付の種類

国民年金と厚生年金は、給付の事由により「老齢」「障害」「遺族」の 3 種類があり、一定の支給要件を満たしているときに受給できます。

事由		国民年金 (日本年金機構から)	厚生年金 (公立学校共済組合等から)	給付理由
老齢 (退職)	64 歳まで	—	特別支給の老齢厚生年金	一定の年金加入期間があり 支給開始年齢に達したとき
	65 歳から	老齢基礎年金	老齢厚生年金	
障害		障害基礎年金	障害厚生年金	年金加入期間中に初診日 がある傷病により、一定以上 の障害認定を受けたとき
死亡		遺族基礎年金	遺族厚生年金	年金加入者又は年金加入 者であった者が死亡したとき に遺族に支給

(1) 一人一年金の原則

複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選択し、選択した年金以外は支給が停止されます。受給する年金を選択した後も、将来に向かって選択しなおすことが可能です。

両方を選択できる例
○ 老齢基礎 と 老齢厚生
○ 障害基礎 [※] と 老齢厚生
○ 障害基礎 [※] と 遺族厚生

片方のみの選択となる例
× 老齢基礎 と 遺族基礎
× 遺族厚生 と 障害厚生
× 老齢基礎 と 障害厚生

選択方法

- ・ 受給を希望する年金の支給先に、年金受給選択申出書を提出します。
- ・ 現在受給している年金とは別の年金受給権が生じたときや、複数の年金受給権があり現在停止されている年金の受給を希望するときは、公立学校共済組合本部(在職中の方及び退職手続き時は福島支部)に相談してください。

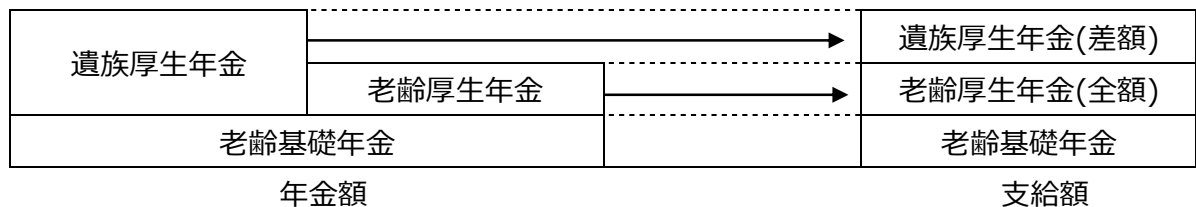
○ 2つ以上の年金の受給

公立学校共済組合	併給される年金	法令
老齢厚生年金	退職共済年金、減額退職年金	地方公務員等共済組合法 国家公務員共済組合法
	退職共済年金、退職年金、減額退職年金、 通算退職年金	私立学校教職員共済法
	老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金	厚生年金保険法
	老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、 障害基礎年金 [※]	国民年金法
	老齢年金、通算退職年金	旧船員保険法
障害厚生年金	同一給付事由(同一傷病)に基づく障害基礎年金	国民年金法
遺族厚生年金	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族共済年金	国家公務員共済組合法 私立学校教職員共済法
	同一給付事由に基づく長期要件該当者の遺族厚生年金	厚生年金保険法
	同一給付事由に基づく遺族基礎年金	国民年金法
	受給者が65歳に達している老齢基礎年金、 老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金 [※]	

[※] 65歳以上であっても、障がいの程度が1級又は2級の障害基礎年金の受給権者は、老齢基礎年金に替えて障害基礎年金を受給することができます。

○ 老齢厚生年金と遺族厚生年金の併給(平成19年4月から)

遺族厚生年金の額が、御自身の老齢厚生年金の額を上回る場合、受給権者が65歳に達した日以降は次の組み合わせとなります



○ 職域年金相当部分の特例

複数の年金受給権を有する方が、地方公務員等共済組合法又は国家公務員共済組合法に基づく共済年金以外の年金を選択したときであっても、支給停止対象の共済年金のうち、その職域年金相当部分は支給停止になりません。

(2) 年金額の改定

年金額は、毎年の物価や賃金の上昇・下落に応じて、翌年度の年金額を増額や減額する改定を行います。

年金水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、物価や賃金の変動だけではなく、公的年金の被保険者数の減少や、平均余命の伸びを年金額に反映させる「マクロ経済スライド」と呼ばれる仕組みが導入されています。

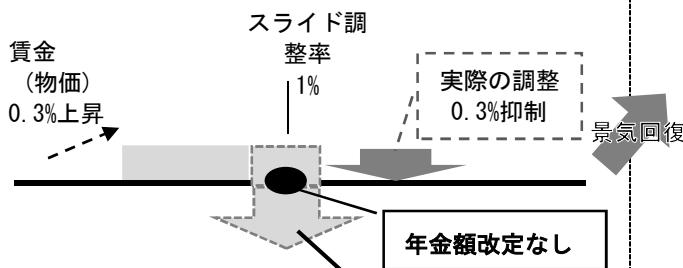
平成30年4月から

マクロ経済スライドによる調整ルール

マクロ経済スライドによる年金額の調整は、賃金・物価が大幅に上昇しなければ、十分に行われません。そのため、名目加減措置は維持しつつ、賃金・物価の伸びが小さいとき又は下落したときに調整できず繰り越した未調整分を、賃金・物価の上昇時に調整する仕組み(キャリアオーバー)が導入されました。これにより、年金額の上昇は抑制されることとなります。

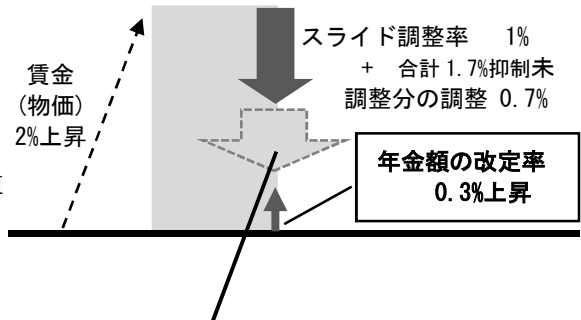
賃金(物価)上昇が0.3%から2%に回復、スライド調整率がいずれの場合も1%と仮定したとき

I 賃金・物価の伸びが小さい場合



・年金額の名目下減を維持(現在の高齢世代に配慮)

II 賃金・物価が大幅に上昇した場合



・ I の未調整分(0.7%)をキャリアオーバーし、当年度のスライド調整率(1%)と合わせて調整する。

令和3年4月から

賃金・物価スライドの見直し

現行では、賃金の変動率がマイナスで、物価の変動率より低下している場合には、物価の変動に合わせて年金額が減額されるか、改定なしとされています。

令和3年4月からは、将来世代の給付水準の確保のため、上記の場合には賃金の変動に合わせて年金額が改定(減額)されます。

3 老齢年金 - 退職したあとの年金

(1) 支給開始年齢

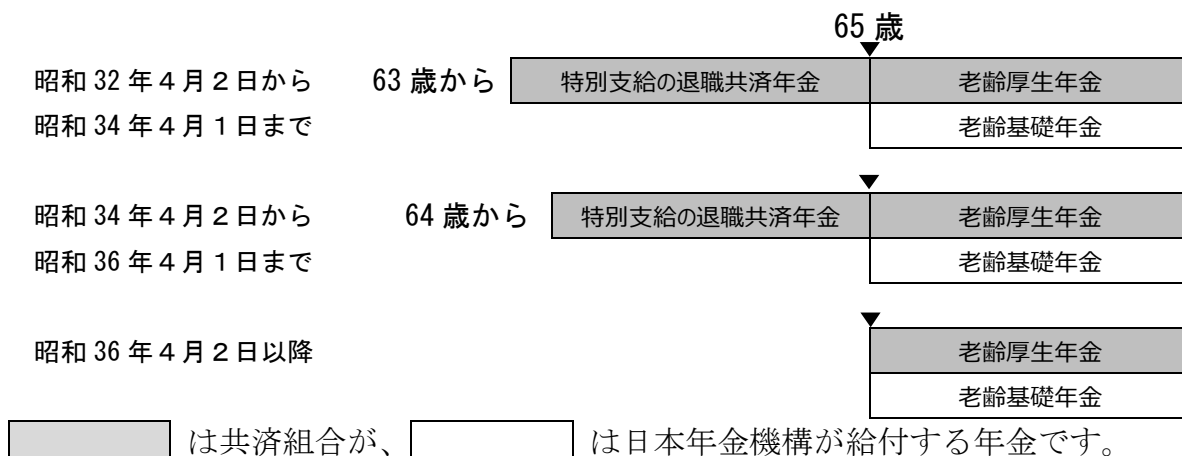
老齢厚生年金は、老齢基礎年金を受け取れる方に、厚生年金の加入期間がある場合、老齢基礎年金に上乗せして65歳から受け取ることができます。

昭和36年4月1日までに生まれた方が一定の要件を満たした場合、65歳になるまでの間、特別支給の老齢厚生年金を受け取ることができます。

また、60歳から65歳までの間に繰上げて減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や、66歳から75歳*までの間に繰下げて増額された年金を受け取る「繰下げ受給」を選択することができます。

* 昭和27年4月1日以前生まれの方又は平成29年3月31日以前に老齢基礎・厚生年金を受け取る権利が発生している方は、繰下げの上限年齢が70歳(権利が発生してから5年後)までとなります。

支給開始年齢引き上げイメージ



* 平成27年10月の被用者年金一元化前に受給権が発生するため、「退職共済年金」として裁定されています。

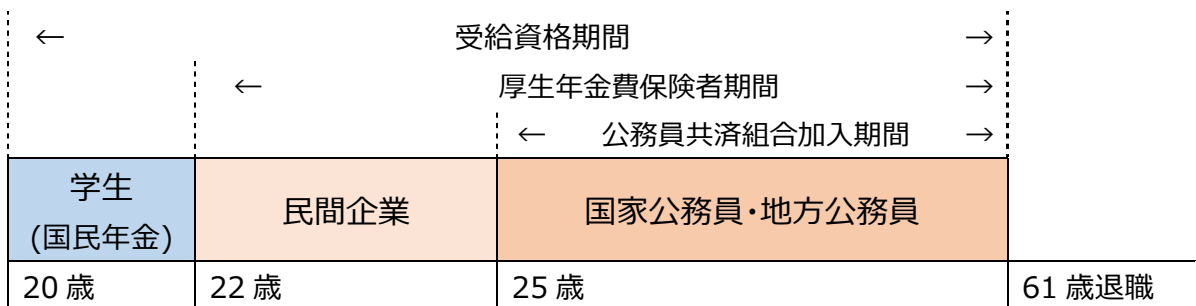
(2) 本来支給の老齢厚生年金（65歳から支給される年金）

下表の支給要件を満たす場合、65歳から「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」「退職共済年金(経過的職域加算額)」「年金払い退職給付」を受給することができます。

	← 平成 27 年 9 月まで の期間分 →	← 平成 27 年 10 月以降 の期間分 →
3 階部分	<p>退職共済年金 (経過的職域加算額)</p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること ・ 平成 27 年 9 月以前に引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること 	<p>年金払い退職給付 (退職等年金給付)</p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き公務員共済組合一般組合員の加入期間が 1 年以上あること ・ 公務員共済の一般組合員でない(退職している) こと
2 階部分	<p>厚生年金 (被用者年金)</p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること ・ 厚生年金被保険者期間が 1 月以上あること 	
1 階部分	<p>基礎年金 (国民年金)</p> <p>《支給要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金制度の加入期間が 10 年以上あること 	

① 年金制度の加入期間

22 歳まで学生、22 歳に民間企業に就職、25 歳で公務員に転職した例



受給資格期間：すべての公的年金制度(国民年金や厚生年金等)の加入期間

国民年金第 3 号被保険者であった期間、国民年金の保険料免除期間、海外に居住していた期間等の合算対象期間も含む

厚生年金被保険者期間：すべての厚生年金保険の加入期間

平成27年10月の被用者年金一元化前の期間も含む

公務員共済組合加入期間：公務員厚生年金の加入期間

年金は、最後に所属していた共済組合から支給されます。

② 受給権発生日と支給開始月

		【例1】 5/10 生まれ	【例2】 7/1 生まれ
受給権発生日	65歳の誕生日の前日	5/9	6/30
支給開始	受給権発生日の属する月の翌月分	6月分	7月分

③ 年金額の計算

昭和 24 年 4 月 2 日以降に生まれた方の年金は、次の A～D の合計額を支給します。
平成 12 年の法律改正による報酬比例部分・経過的職域加算の乗率 5% 引き下げに伴い、「本来の額」と「5%適正化前の従前額」を比較して、いずれか高額な方の年金が支給されます。以下の計算式は「本来の額」です。

$$\text{老齢厚生年金 (本来の額)} = \text{A 報酬比例部分} + \text{B 経過的職域加算} + \text{C 経過的加算額} + \text{D 加給年金額 (該当者のみ)}$$

A 報酬比例部分

- ・ 在職中の報酬等と被保険者(組合員)期間により、以下の a～c の合計額です。
- ・ 平成 15 年 4 月から、期末手当等も含めて保険料(掛金)・年金額算定の基礎とする「総報酬制」が導入されました。平成 27 年 10 月からは、実際に支給された基本給及び諸手当等を合わせた額を基礎として保険料(掛金)・年金額を算定する「標準報酬制」に移行にしました。

a 平成 15 年 3 月 31 日まで
平均給料月額 × 7.125/1000 × 被保険者(組合員)月数
b 平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日
平均給与月額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数
c 平成 27 年 10 月 1 日以降
平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者(組合員)月数

B 経過的職域加算

- ・ 被用者年金制度の一元化による 3 階部分の職域年金廃止に伴う経過措置として、平成 27 年 9 月 30 日以前の組合員期間がある人は、以下の d～e により旧職域年金相当部分の年金を経過的職域加算として受けられます。

d 平成 15 年 3 月 31 日まで
平均給料月額 × 1.425/1000 ^{※1} × 被保険者(組合員)月数
^{※1} 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.713/1000
e 平成 15 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日
平均給料月額 × 1.096/1000 ^{※2} × 被保険者(組合員)月数
^{※2} 組合員期間が 20 年未満の場合は 0.548/1000

○ 平均給料月額・平均給与月額・平均標準報酬額

総報酬制導入前(平成 15 年3月以前)

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

総報酬制導入後(平成 15 年4月以降平成 27 年9月以前)

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「給料の額} \times \text{再評価率} \times \text{手当率」の総額} + \text{「期末手当等} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

総報酬制移行後(平成 27 年 10 月以降)以前)

$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{組合員期間の月数}}$$

計算の項目	項目の内容
給料の額、期末手当等	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬制移行前の期間を計算します。 掛金の標準となる給料に、教職調整額、加算額及び給料の調整額が支給されている場合は、それぞれの額を加えます。一般職の場合、下限は 79,000 円、上限は 496,000 円です。 期末手当等の額は、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当をいいます。上限は 1,500,000 円です。
再評価率	<ul style="list-style-type: none"> 給料を年金決定(改定)時点の価値に換算する率です。 年度ごとの物価変動率、各名目手取り賃金変動率等を基準として、毎年度改定されます。
手当率	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員は 1.25、特別職の職員は 1 です。
標準報酬月額	<ul style="list-style-type: none"> 毎年 4 月から 6 月までの報酬(基本給と諸手当の支給額)を合算し、1 か月当たりの平均額(報酬月額)を求め、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」が決定され、その年の 9 月から翌年の 8 月までの年金保険料掛金・掛金の算定基礎額です。 下限は 88,000 円、上限は 650,000 円です。
標準賞与額	<ul style="list-style-type: none"> 期末勤勉手当の 1,000 円未満を切り捨てた額です。 上限が設けられており、1 回当たり 1,500,000 円です。

C 経過的加算額

経過的加算額とは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分から老齢基礎年金相当額を引いた額です。

定額部分の額の単価が老齢基礎年金の単価を上回っているため、その差額を65歳以降も引き続き老齢厚生年金として支給すること、老齢基礎年金の年金額の計算基礎となっていない、昭和36年4月1日以前の期間、20歳前及び60歳以降の組合員期間に係る定額部分相当額を老齢厚生年金として支給することから加算されます。

昭和24年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が支給されませんが、経過的加算額は支給されます。

定額部分の計算式

$$1,657 \text{ 円}(67 \text{ 歳以下の単価}) \times 1.000(\text{改定率}) \times \text{被保険者(組合員)月数}(480 \text{ 月限度})$$

D 加給年金額

65歳到達時に、以下のア、イ両方の条件に当てはまる場合、2階部分の老齢厚生年金に加算して支給されます。

- ア 年金請求者の厚生年金保険の加入期間が20年以上
- イ 65歳から支給される「老齢厚生年金」の受給権発生時に、生計を共にする加給年金額対象者がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額(令和6年度)
配偶者	65歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恒常的な収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満 ・ おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当 	408,100 円/年
未婚の子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある ・ 20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある 		2人まで1人につき 234,800 円/年 3人目から1人につき 78,300 円/年

○ 加給年金の支給停止と失権

支給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加給年金額対象者が、20年以上の加入期間を有する老齢厚生年金の受給権利が発生(特別支給含む)又は障害を事由とする年金を受けたとき。
失権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者が65歳に達したとき。ただし、受給権者又はその配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた方を除く。 ・ 子が18歳に達する日の属する年度末に達したとき。障がい等級1級又は2級に該当する子が20歳に達したとき。 ・ 加給年金額の対象者が死亡したとき。 ・ 受給権者と離婚・離縁したとき、そのほか受給権者との生計維持関係がなくなったとき。

④ 在職中の年金決定

受給資格(支給要件)を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても老齢厚生年金の受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

ただし、再任用フルタイム職員などで在職中(一般組合員・厚生年金被保険者である間)は、給料(給与)と年金額の合計額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止される場合があります。詳しくは、Ⅲ-35 ページの「(5) 在職中・再就職による年金の一部支給停止」をご覧ください。

⑤ 過去に受給した一時金の返還

過去に共済組合から退職一時金を受給した方が、老齢厚生年金もしくは障害厚生年金を受給する権利を有するとき又はその方の遺族が遺族厚生年金を受給する権利を有することになったときは、原則として一時金受給額と経過利息を返還し、当該期間を年金額の算定期間に算入します。退職給与金、一時恩給も同様です。

ただし、組合員期間が20年未満の方で、原資控除を受けずに全額受領した期間は、年金額計算の基礎期間に算入できないため返還の必要はありません。

返還対象の一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇員から吏員に昇任した方で当時在籍の共済組合から支給された退職一時金 ・ 昭和54年12月31日以前に公務員を退職した方に、当時在籍の共済組合から支給された退職一時金
返還額の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返還額 = 受領額 + 経過利息 ・ 経過利息は、一時金を受給した日の属する月の翌月から老齢厚生年金等を受給する権利を有することになった日の属する月までの期間に応じて、下表に掲げる区分及び利率を用いた複利計算により算定します。
返還方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金請求時にア、イから選択します。 ア 年金の支給期ごとにその支給額の2分の1の額を返還に充当する。 イ 1年以内に現金で全額又は分割して返還する。

経過利息にかかる利率(%/年)

期間	利率	期間	利率
平成13年3月まで	5.5	平成27年4月～平成28年3月	1.7
平成13年4月～平成17年3月	4.0	平成28年4月～平成29年3月	2.0
平成17年4月～平成18年3月	1.6	平成29年4月～平成30年3月	2.4
平成18年4月～平成19年3月	2.3	平成30年4月～平成31年3月	2.8
平成19年4月～平成20年3月	2.6	平成31年4月～令和2年3月	3.1
平成20年4月～平成21年3月	3.0	令和2年4月～令和5年3月	1.7
平成21年4月～平成22年3月	3.2	令和5年4月～令和7年3月	1.6
平成22年4月～平成23年3月	1.8	令和7年4月～令和8年3月	1.7
平成23年4月～平成24年3月	1.9	令和8年4月～令和9年3月	2.0
平成24年4月～平成25年3月	2.0	令和9年4月以降	2.1
平成25年4月～平成26年3月	2.2		

⑥ 離婚時等の年金分割制度

離婚時の年金分割とは、離婚する当事者の婚姻期間中における厚生年金の保険料納付記録(標準報酬額)を分割し、それぞれの年金の基礎となる標準報酬に算入する制度です。年金自体を分割するものではありません。

<p>分割方法</p>	<p>当事者双方又はその一方の請求に基づき、公立学校共済組合本部が行います。</p> <table border="1" data-bbox="411 454 1407 797"> <tr> <td data-bbox="411 454 676 510"> <p>ア 合意分割</p> </td> <td data-bbox="676 454 1407 510"> <p>当事者間の合意による</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 510 676 797"> <p>イ 3号分割</p> </td> <td data-bbox="676 510 1407 797"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による。 ・ 平成20年4月1日以降の期間は、配偶者が納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額の1/2を、当事者の合意なしで分割できます。 </td> </tr> </table>	<p>ア 合意分割</p>	<p>当事者間の合意による</p>	<p>イ 3号分割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による。 ・ 平成20年4月1日以降の期間は、配偶者が納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額の1/2を、当事者の合意なしで分割できます。
<p>ア 合意分割</p>	<p>当事者間の合意による</p>				
<p>イ 3号分割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の第3号被保険者(会社員や公務員などに扶養される20歳以上60歳未満の配偶者)であった方からの請求による。 ・ 平成20年4月1日以降の期間は、配偶者が納めた掛金の標準となった給料及び期末手当等の総額の1/2を、当事者の合意なしで分割できます。 				
<p>請求手続</p>	<p>請求手続は、公立学校共済組合や年金事務所等で受け付けます。</p> <table border="1" data-bbox="411 913 1407 1115"> <tr> <td data-bbox="411 913 676 1014"> <p>ア 年金分割</p> </td> <td data-bbox="676 913 1407 1014"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類を添付して行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1014 676 1115"> <p>イ 情報通知書</p> </td> <td data-bbox="676 1014 1407 1115"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割の話し合い等に必要な情報として、請求により「情報通知書」を受け取ることができます。 </td> </tr> </table>	<p>ア 年金分割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類を添付して行います。 	<p>イ 情報通知書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割の話し合い等に必要な情報として、請求により「情報通知書」を受け取ることができます。
<p>ア 年金分割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「標準報酬改定請求書」に、按分割合を明らかにできる書類を添付して行います。 				
<p>イ 情報通知書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割の話し合い等に必要な情報として、請求により「情報通知書」を受け取ることができます。 				
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金分割の請求期限は、離婚日の翌日から起算して2年以内です。 ・ 事実上の婚姻関係にある方も対象となりますが、分割の対象となる期間は、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者として認定されていた期間に限られます。 				

(3) 老齢基礎年金(65歳から支給される国民年金)

① 年金額の計算

国民年金に480月(40年)加入した場合、老齢基礎年金は816,000円(67歳以下の方の場合)が支給されます。

ただし、加入期間が480月未満の方は、その加入期間(月数)に応じた割合の年金額が支給されます。

(老齢基礎年金額の計算式)

$$\text{老齢基礎年金額} = 816,000 \text{ 円}$$

$$\times \frac{\text{昭和36年4月以降の「20歳～60歳」の組合員期間等月数}}{\text{国民年金加入可能期間月数}}$$

老齢基礎年金の額の算定基礎となる期間には、国民年金の加入期間のほか、昭和36年4月1日以降の(20歳以上60歳未満の)組合員期間及び厚生年金、私学共済の加入期間(被保険者期間)なども含まれます。

ただし、一時金を受領した期間や合算対象期間など老齢基礎年金の額の算定の基礎とならない期間があります。

② 請求方法

単一共済者には、65歳に達する月の前月に公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)から請求書を送付します。混在者には、日本年金機構から送付されます。

65歳より前に繰上げ支給を希望する場合は、老齢厚生年金も同時に繰上げ請求を行いますので、公立学校共済組合本部(在職者は福島支部)に連絡してください。

障害年金又は遺族年金の受給権者は、老齢基礎年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の選択」をご覧ください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、変更になる場合があります。

(4) 老齢年金の繰上げ・繰下げ

老齢年金は65歳から受給開始ですが、繰上げして60歳以降の希望する月から受給することができます。繰上げた場合は、1月当たり0.4%の割合で減額され、受け取る年金額は生涯減額されたままになります。

また、繰下げして66歳以降の希望する月から受給することができます。繰り下げた場合の年金額は、1月当たり0.7%の割合で増額されます。繰下げができる期間は、75歳まで(最高120月×0.7%=84%の増額)です。希望する場合は、65歳の老齢年金請求時に、公立学校共済組合本部に連絡してください。

なお、計算上は、65歳からの受給と比較して、繰下げ支給開始後約11年11月以上受給すると多く受給ができます。

ただし、繰下げ後の年金額や、公的年金のほかに収入がある場合は、税金や社会保険料等に影響する場合があります。

繰上げ・繰下げ請求は、生涯の年金額に影響し、過去に遡って取消しできませんので、希望する場合は、御家族等と一緒に御検討の上、手続きしてください。

繰上げ・繰下げのまとめ

		繰上げ	繰下げ
支給開始年齢		60 ～ 64 歳	66 ～ 75 歳
請求方法		<ul style="list-style-type: none"> 支給を希望する時期に自分で連絡し、請求書入手する 	<ul style="list-style-type: none"> 65歳の年金請求時に繰り下げる旨を申し出る 66歳以降の支給を希望する時期に、公立学校共済組合本部に連絡し、請求書入手する
増減率		0.4%×繰上げた月数分の減額 最高 24.0%	0.7%×繰下げた月数分の増額 最高 84.0%
対象となる年金	老齢基礎年金(1階)	<ul style="list-style-type: none"> 全て同時に繰り上げる 	<ul style="list-style-type: none"> 単独で繰下げ可能
	老齢厚生年金(2階) 退職共済年金(経過的職域加算額)(3階)		<ul style="list-style-type: none"> 一般、私学等老齢厚生年金も全て同時に繰り下げる必要あり
	年金払い退職給付(3階)	<ul style="list-style-type: none"> 繰上げ・繰下げとも単独で実施可能 繰下げによる年金の増額なし 	

繰上げ請求の注意点

- (1) 年金額は、ひと月当たり **0.4%減額** です。
- (2) 一度決まった減額率は、**生涯変わりません**。
- (3) 繰上げ手続きの**取消しや変更はできません**。
- (4) 「**事後重症による障害厚生年金・障害基礎年金の請求**」「**国民年金の任意加入**」ができなくなります。
- (5) 在職中も請求できますが、一般組合員の場合は、年金を繰上げ請求しても全部又は一部が支給停止になる場合があります。
- (6) 老齢基礎年金、2つ以上の種別の老齢厚生年金を受給できる方は、同時に繰上げ請求する必要があります。
- (7) 繰上げ請求日(各年金の受給権発生日)は、最初の窓口での受付日です。60歳で退職する方又は定年退職後再任用フルタイム職員等となった方が、退職後すぐに繰上げ受給を希望する場合は、在職中に公立学校共済組合福島支部に申し出てください。それ以外の場合は、公立学校共済組合本部に連絡してください。

繰下げ請求の注意点

- (1) 年金額は、66歳以降、希望する月から繰下げて、**ひと月当たり0.7%増額**です。
- (2) 公務員・会社員として在職中も繰下げ請求できますが、在職中により支給停止される部分は、繰下げによる増額の対象とはなりません。
- (3) 受給権発生から最大120月まで繰下げることができます。75歳到達日以後に繰下げ申出をした場合は、請求時期に関わらず、75歳到達時点での増額率になり、75歳まで遡って年金が決定・支給されます。なお、80歳到達後に繰下げ申請をした場合は、時効により年金が支払われない部分が発生します。
- (4) 民間会社や私立学校等、他の公的年金制度の老齢厚生年金も受給できる場合には、**全ての老齢厚生年金を同時に繰り下げる**必要があります。
- (5) 老齢厚生(退職共済)年金と老齢基礎年金、平成27年10月以後の組合員期間に係る退職年金(年金払い退職給付)は、それぞれ別の希望月で繰下げ請求することができます。
- (6) 繰下げ請求により年金額が増えることで、**医療保険・介護保険の自己負担額や保険料、税金等**に影響する場合があります。
- (7) 繰下げ期間中は、御自身で収入を得る必要があります。

<老齢基礎年金の減額率と増額率の目安>

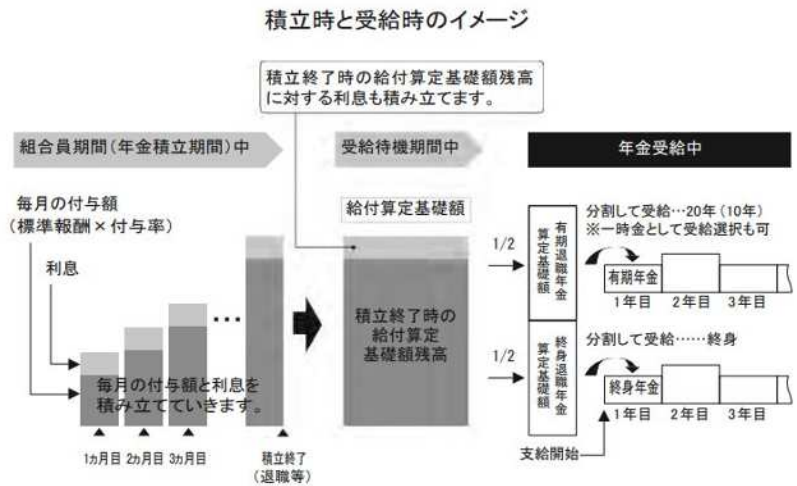
繰上げ支給 60～64歳に受給開始			繰下げ支給 66～75歳に受給開始		
年齢	減額率	支給率	年齢	増額率	支給率
60歳	24.0%	76.0%	66歳	8.4%	108.4%
61歳	19.2%	80.8%	67歳	16.8%	116.8%
62歳	14.4%	85.6%	68歳	25.2%	125.2%
63歳	9.6%	90.4%	69歳	33.6%	133.6%
64歳	4.8%	95.2%	70歳	42.0%	142.0%
			71歳	50.4%	150.4%
			72歳	58.8%	158.8%
			73歳	67.2%	167.2%
			74歳	75.6%	175.6%
			75歳	84.0%	184.0%

(5) 年金払い退職給付

平成 27 年 10 月以降、毎月の給料から掛け金を徴収し、その金額を積み立てる積立年金で、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金の 3 種類の給付があります。

請求書類は、退職後で 65 歳に達した時又は 65 歳以降に暫定再任用フルタイム職員や正規職員を退職した時に、公立学校共済組合から送付されます。

年金払い退職給付を一括で受給する場合は、「退職所得の源泉徴収票」が必要です。退職手当支給通知書に同封していますので、大切に保管してください。



年金積立時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の付与額と利息を退職時(積立終了時)まで積み立てた総額を、「給付算定基礎額」といいます。 ・ 支給開始時まで、退職時の給付算定基礎額に対する利息も積み立てます。
年金受給時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付算定基礎額を年金現価率で除して年金額を計算します。 ・ 受給開始は 65 歳ですが、60 歳から繰上げ又は 75 歳まで繰り下げもできます。

(6) 失権

受給権者が死亡したときは受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合又はお近くの年金事務所に連絡してください。この時、要件を満たす遺族があれば、遺族年金を受給することができます。

4 障がいの状態になったときの年金

障害厚生年金は、組合員期間中に初診日がある病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるような一定の障害状態にあると認められる場合に、65歳に達する前であっても受給できる年金です。

障害厚生年金を請求する場合は、公立学校共済組合による「障害程度の認定」を受ける必要がありますので、該当すると思われるときは公立学校共済組合福島支部までご連絡ください。

公立学校共済組合 福島支部 電話 024-521-7803

(1) 障害年金の受給要件

- ア 厚生年金保険の加入期間中に初診日(障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があること
- イ 障がいの状態が、初診日から起算して原則1年6月を経過した日(以下「障害認定日」という。)又は障害認定日後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級～3級までの状態にあること
- ウ 初診日の前日において、以下の①又は②の保険料納付要件を満たしていること
 - ① 20歳に到達した月から初診日の属する月の前々月までの公的年金に加入しなければならない期間(合算対象期間を除く)のうち、保険料納付済期間か免除期間(学生納付特例期間等を含む)が3分の2以上あること
 - ② 初診日が令和8年3月31日以前で、初診日に65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、国民年金の保険料未納期間がないこと

(2) 障害程度の認定基準(障害等級)

一定の障害状態とは、障害認定日において法令で定める障害の程度(認定基準)に該当する状態です。

障害程度の認定基準(各公的年金制度共通)は次のとおりです。

障害年金の障害等級は、障害者手帳の障害等級とは異なります。障害年金の請求を御検討する際は、主治医に認定の見込みについて相談してください。

障害等級	障害の状態
1級	他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害
3級	日常生活にはほとんど支障はないが、労働が著しい制限を受ける又は労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態

〈障害認定日の特例（特例症例）〉

障害年金の対象となる主な傷病の例は次のとおりです。

これらの傷病を原因として、障害程度の認定基準に該当する状態である場合に、障害年金の対象となります。

症例	障害認定日とされる日
上肢・下肢を切断又は離断	切断又は離断したその日
人工骨頭・人工関節の挿入置換	挿入置換したその日
心臓ペースメーカー、植込み型除細動器(ICD)、人工弁、人工心臓(補助人工心臓を含む)、CRT、CRT-Dを装着	装着したその日
心臓移植	移植したその日
人工血管(ステンドグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換したその日
人工透析療法施行	開始日から3ヶ月経過した日 4
新膀胱造設	造設したその日
人工肛門造設・尿路変更術施行	造設・施行から6ヶ月経過した日
咽頭全摘出	摘出したその日
在宅酸素療法を行っている	療法を開始したその日
遷延性植物状態	その状態に至った日から起算して3ヶ月経過した日
脳血管障害による機能障害	初診日から起算して6ヶ月経過した日以降で症状が固定した日

(3) 請求手続き

公立学校共済組合の障害厚生年金請求手続は、「障害程度の認定」と「障害厚生年金の決定請求」の2段階です。

認定関係書類の提出後、「障害程度の認定」結果のお知らせまで3～4か月を要します。「障害厚生年金の決定請求」に関する書類の提出から年金証書の送付までは、さらに3～4か月を要します。

請求に当たっては、初診日、傷病名、症状、初診時の病院を転院しているときはその期日等、これまでの病歴を確認し、公立学校共済組合福島支部まで御連絡ください。

障害厚生年金の請求書は、退職後・在職中ともに公立学校共済組合福島支部に提出してください。

なお、退職(老齢)年金又は遺族年金の受給権者は、障害厚生年金をあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

(4) 障害程度の認定

障害程度は、診断書等により審査の上、認定されます。公立学校共済組合福島支部に御連絡あった際に、状況をお伺いした上で、認定に必要な書類を送付します。

障害認定日請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害認定日まで遡って請求する方法です。 ・ 障害認定日時点の診断書が取得可能な場合に請求できます。 ・ 障害認定日以降請求時まで、障害等級 3 級以上の障害状態にある場合、障害認定日の翌月まで遡って年金が支給されます。時効により遡るのは過去 5 年分までとなります。
事後重症認定請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害認定日に障害等級 1 級～ 3 級に該当せず、その後症状が進行して、65 歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級に該当する程度の障害状態になった方が請求する方法です。 ・ 請求は 65 歳に達する日の前日(65 歳誕生日の前々日)までで、請求日の翌月から支給されます。

(5) 障害厚生年金の決定請求

障害程度の認定の結果、障害等級 1 級～ 3 級に該当した方には、障害厚生年金の決定書類を送付します。

なお、障害等級が 1 級又は 2 級のときは、国民年金法の「障害基礎年金」も併せて支給されます。

(6) 年金額の計算

① 障害共済年金(経過的職域加算額)

障害厚生年金の受給権を満たす方で、平成27年9月以前の組合員期間に初診日がある方に支給されます。

障害共済年金には、公務・通勤災害(公務等)の場合にあっては別の算定式がありましたが、障害厚生年金には公務等の特例はなく、老齢厚生年金の計算式と同じです。

ただし、計算式中の被保険者期間及び平均標準報酬(月)額の算出期間は、障害認定日の属する月までです。

② 年金払い退職給付(公務障害年金)

通勤を除く公務災害により障がいの状態になった場合は、公的年金とは別枠の「年金払い退職給付」の給付として公務障害年金を支給します。障害厚生年金と公務障害年金を合算した支給水準は、従前の公務等障害共済年金と同様になるよう設計されています。

$$\boxed{\text{障害厚生年金}} = \boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{加給年金額 (該当者のみ)}}$$

障害等級 3 級の場合、報酬比例部分の最低保障額は 596,300 円(67 歳以下の方の場合)です。加給年金額は、障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金受給者で、65 歳未満かつ生計を共にしている年収 850 万円(所得 655.5 万円)未満の配偶者がいるときに支給されます。

③ 加給年金額

障害等級が1級又は2級に該当する方で、加給年金額対象者を有する場合に、障害厚生年金に加算されます。

加給年金対象者	年金受給者によって生計を維持している65歳未満の配偶者
金額	234,800円（令和6年度）
加給年金額の停止	次のいずれかに該当するときは、その間の加給年金額は停止されます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢(退職)を給付事由とする年金(加入期間が20年以上かそれと同様とみなされるもの)の受給権を有するとき ・ 障害を給付事由とする年金の支給を受けることができるとき

④ 障害基礎年金

障害等級が1級又は2級に該当する方は、障害基礎年金も併せて受給できます。障害基礎年金は、日本年金機構から支給されます。

生年月日	1級	2級
昭和31年4月1日以前	1,017,125円	813,700円
昭和31年4月2日以後	1,020,000円	816,000円

障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子又は障害等級1級又は2級に該当する20歳未満の未婚の子がいるとき、次の額が加算されます。

2人目まで1人につき 234,800円	3人目から1人につき 78,300円
------------------------	-----------------------

⑤ 障がいの程度が変わった場合

障がいの程度が増進した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増進請求によりその障がいの程度に応じて障害厚生年金の額が改定されます。 ・ 過去に支給事由を同じくする障害基礎年金の受給権を有する方を除き、3級の障害厚生年金受給権者が65歳以上で増進しても改定請求はできません。
障がいが軽くなり、障害等級に該当しなくなった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金の支給が停止されます。

3級にも該当しないまま65歳になると(65歳になったときに3年を経過していないときは3年を経過したとき)、障害厚生年金を受ける権利がなくなります。該当すると思われるときは、公立学校共済組合本部までご連絡ください。

⑥ 失権

受給権者が死亡したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。

障害等級 1 級及び 2 級の受給権者が死亡したとき、要件を満たす遺族がいれば、遺族厚生年金を受給することができます。

また、障がいの程度が 3 級以上に該当しなくなったときは支給停止となり、該当しなくなった状態で 3 年を経過したとき又は 65 歳に達したときは失権します。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

(7) 障害手当金

障害手当金は、障害厚生年金の対象となる障害の程度より軽い場合、その症状が固定したときに障害が残った方に支給される一時金で、在職中も受給できます。

- ア 厚生年金被保険者期間に、初診日があること。
- イ 障がいの原因となった病気やけがが初診日から 5 年以内に治り(症状が固定し)、その治った日(以下「治った日」といいます。)に、障害厚生年金を受けることができない程度の障がいの状態であること。
- ウ (1)ウ②と同じ保険料の納付要件を満たしていること。
- エ 治った日において、公的年金各法に基づく年金である給付の受給権を有していないこと。
- オ 障害の原因となった病気やけがについて、地方公務員災害補償法等の規定による障害補償の受給権を有していないこと。

支給額	公務外の障害等級 3 級における障害厚生年金の 2 年分相当額です。
請求方法	受給権発生時に請求書を、公立学校共済組合福島支部に提出します。

障害等級表(公立学校共済組合)

区分	1級	2級	3級
眼(矯正視力)	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの	両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
聴力	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが40cm以上では通常の話声を解せないもの
平衡機能	—	平衡機能に著しい障がい有するもの	神経系統に、労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
そしゃく機能	—	そしゃくの機能を欠くもの	そしゃくの機能に相当程度の障がいを残すもの
言語機能	—	音声又は言語機能に著しい障がい有するもの	言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
上肢	機能・欠損・変形の障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	機能・欠損・変形の障がいであって日常生活が著しい制限を受ける程度のもの	機能・欠損・変形の障がいであって労働が著しい制限を受ける程度のもの
下肢	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって日常生活が著しい制限を受ける程度のもの	機能・欠損・変形・短縮の障がいであって労働が著しい制限を受ける程度のもの
体幹 脊柱	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
肢体	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの	身体の機能に労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
精神	精神の障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	精神の障がいであって、日常生活が著しい制限を受ける程度のもの	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受ける程度の障がいを残すもの
その他	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	日常生活が著しい制限を受ける程度のもの	労働が著しい制限を受ける程度の障がい有するもの
	疾患：呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液疾患、代謝疾患、悪性新生物、高血圧等		

5 組合員・退職者が死亡したときの年金

遺族厚生年金とは、厚生年金保険の被保険者、被保険者であった方又は厚生年金の受給権者が亡くなったときに遺族に支給される年金です。一般的な遺族厚生年金の年額は、亡くなった方が受け取っていた老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の年額の概ね4分の3になります。

遺族厚生年金は、亡くなった方と遺族が要件を満たす必要があります。

(1) 遺族厚生年金

① 受給資格(支給要件)

次の(ア)～(エ)のいずれかに該当すること。

ただし、被保険者が死亡日の前日において、国民年金の保険料の納付要件(国民年金法に定める納付要件)を満たしている必要があります。

(ア) 厚生年金保険の被保険者が亡くなったとき

(イ) 厚生年金保険の被保険者であった期間に初診日がある病気やケガが原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に亡くなったとき

(ウ) 障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金(障害共済年金を含む。)の受給権者が亡くなったとき

(エ) 受給資格期間が25年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金を含む。)の受給権者又は同期間が25年以上ある方(退職した方を含む。)が亡くなったとき。

② 年金上の遺族

次の(ア)～(ウ)をすべて満たす方

(ア) 亡くなった被保険者と生計を共にしていたこと

(イ) 恒常的な収入が年額850万円(所得の場合は665万5千円)未満であること

おおむね5年以内に年額850万円未満の収入になることが明らかであると認められる場合も含む

(ウ) 以下の表にかかげる遺族の範囲であること

順位	遺族	要件
1	配偶者及び子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫は55歳以上(原則として60歳未満は支給停止) ・ 子(胎児を含む)は現に婚姻をしていない以下のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 18歳に達する日の属する年度末までの間にある方 ② 20歳未満で組合員の死亡当時から障がい等級1級又は2級の障がいの状態にある未婚の方
2	父母	55歳以上(60歳未満は支給停止)
3	孫	子と同じ
4	祖父母	父母と同じ

③ 年金額の計算

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(短期要件)の年金額については、2以上の被保険者期間を合算し、1つの期間に係る被保険者期間のみを有する者とみなして計算します。

合算した加入期間が300月に満たない場合は300月とみなして計算します。

$$\boxed{\text{遺族厚生年金}} = \left(\boxed{\text{報酬比例部分}} + \boxed{\text{旧職域相当部分}^*} \right) \times 3/4 + \boxed{\text{中高齢寡婦加算}}$$

一元化前の組合員期間がある場合に限って、旧職域年金相当部分が支給されます。この場合、年金払い退職給付の終身年金部分は終了、有期年金の残余部分は一時金として遺族に支給されます。

厚生年金と共済組合等の加入期間を有する方の遺族に係る遺族厚生年金(長期要件)の年金額は、次の(ア)及び(イ)により計算した額です。

(ア) それぞれの加入期間に基づいて計算した額を合算し、老齢厚生年金との先あて計算を行った上、遺族厚生年金の総額を計算する。

(イ) その総額をそれぞれの加入期間に基づいて計算した遺族厚生年金の額に応じて按分し、按分した額をそれぞれの遺族厚生年金の額とする。

④ 中高齢寡婦加算

遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であるとき、遺族厚生年金に加算される額で、令和6年度は年額612,000円です。2つ以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する方が亡くなられた場合は、原則として加入期間が最も長い遺族厚生年金に加算されます。

ただし、遺族基礎年金が支給される間は、支給停止されます。

また、受給資格期間が25年以上ある老齢厚生(退職共済)年金の受給権者又は受給資格期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、厚生年金被保険者期間が20年未満の場合は加算されません。

⑤ 支給停止

受給権者が、子のいない夫、父母、祖父母のときは、受給権者が60歳に達するまで支給が停止されます。子は遺族の順位としては配偶者と同位ですが、配偶者が失権しない限り配偶者に支給され子には支給されません。

⑥ 支給調整

地方公務員災害補償法による遺族補償年金が支給されるときは、遺族厚生年金の一部が支給停止されます。

⑦ 請求方法

在職中に亡くなった場合は、所属所の事務担当者が、公立学校共済組合福島支部に連絡し、遺族と必要な手続きをします。退職後に亡くなった場合は、公立学校共済組合本部へお問合せください。老齢(退職)又は障がいの年金の受給権者は、遺族厚生年金とあわせて受給できませんので、いずれか有利な方を選択することになります。

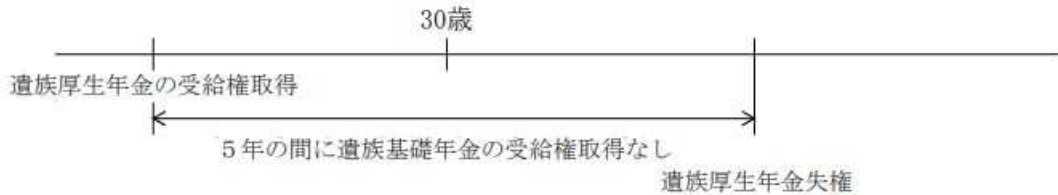
詳細は、Ⅲ-3ページの「2つ以上の年金の選択」を参照ください。

⑧ 失権

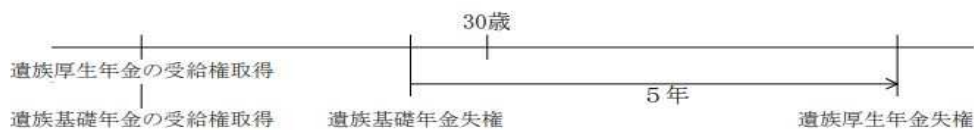
遺族厚生年金の受給者が次の(ア)～(キ)のいずれかに該当したときは、受給権が消滅しますので、速やかに公立学校共済組合本部に連絡してください。(オ)、(キ)を除く。)

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

- (ア) 死亡したとき。
- (イ) 婚姻したとき。(事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (ウ) 直系血族及び直系姻族以外の方の養子となったとき。(事実上養子縁組関係と同様の事情にある者となったときを含む。)
- (エ) 死亡した組合員であった方との親族関係が離縁によって終了したとき。
- (オ) 子又は孫である受給権者(障がい等級の1級又は2級に該当する方を除く。)が、18歳に達した日の属する年度末に達したとき。
- (カ) 障がい等級の1級又は2級に該当する子又は孫である受給権者が18歳に達した日の属する年度末後に、1級又は2級の障がい等級に該当しなくなったとき又は20歳に到達したとき。
- (キ) 子のいない若年期の妻が次のいずれかに該当したとき。
 - a 遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満である妻が、当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から5年を経過する日までに取得しないとき。



- b 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する妻について、30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅し、その消滅の日から5年を経過したとき。



(2) 遺族基礎年金

① 受給資格(支給要件)

遺族	要件
配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている ・ 死亡した方の配偶者で、遺族に該当する子と生計を同じくしている
子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員の死亡当時、組合員によって生計を維持されている ・ 死亡した方で、18歳に達する日の属する年度末までの間にあり(又は20歳未満で障がい等級の1級又は2級に該当)かつ婚姻していない

死亡した組合員が、死亡日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があるときは、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が加入期間の3分の2以上あることが必要です。

② 遺族基礎年金の額

	基本額	813,700 円
子の加算額	受給権者以外の子 2 人まで 1 人につき	234,800 円
	受給権者以外の子 3 人目から 1 人につき	78,300 円

※ 67 歳以下の方の場合

③ 請求方法

遺族厚生年金と同じです。

なお、遺族基礎年金は日本年金機構で裁定されます。

④ 支給の停止

(ア) 配偶者と子の両方に遺族基礎年金の受給権が発生するときは、子に対する支給は停止され、配偶者に支給されます。

(イ) 子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする子の父又は母(離婚等により受給権がない場合の母を含む。)があるときは、その間支給が停止されます。

⑤ 失権

遺族厚生年金の受給権を失ったときは、遺族基礎年金も同時に受給権が消滅します。受給権者である子が配偶者と生計を共にしなくなったときや、障がい等級の 1 級又は 2 級の状態にある子が 20 歳になったときも失権します。

失権したときは、公立学校共済組合本部又は年金事務所に速やかに連絡してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122

⑥ 提出書類一覧

老齢厚生年金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険老齢給付) <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 障がいを理由とする加給年金額対象者に係る診断書等【該当者のみ】
請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 請求者の戸籍抄本又は住民票 (戸籍謄本を添付する場合は不要) <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証の写し【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 加給年金額に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本及び住民票謄本 ・ 配偶者の基礎年金番号が分かるものの写し (年金手帳、年金証書) ・ 配偶者又は子の収入を証明するもの (所得証明書、非課税証明書等)

障害厚生年金、障害手当金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書 (国民年金・厚生年金保険障害給付) <input type="checkbox"/> 障害給付請求事由確認書 <input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 病歴・就労状況等申立書 <input type="checkbox"/> 一時金支給額等の受給申立書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> その他請求者の状況確認に必要な書類
--------------------------	--

請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍抄(謄)本 <input type="checkbox"/> 併給調整の対象となる年金の証書番号を確認できる書類【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 加給年金額に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票謄本 ・ 加給年金対象配偶者の年金裁定通知書等の写し ・ 配偶者又は子の収入を証明するもの（所得証明書、非課税証明書等）
------------	---

遺族厚生年金

公立学校共済組合本部又は福島支部から送付する書類	<input type="checkbox"/> 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付） <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 年金受給選択申出書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 遺族一時金決定請求書【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 診断書、日常生活に関する申立書【該当者のみ】
請求者が準備する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票謄本 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の住民票除票 <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書又は非課税証明書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書(死体検案書等・写し可)又は死亡届の記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 請求者の基礎年金番号（年金手帳、年金証書等の写し等） <input type="checkbox"/> 請求者の最新の年金額改定通知書の写し【該当者のみ】 <input type="checkbox"/> 初診時の傷病名を証する書類【該当者のみ】

- ・ 証明書は、発行日が受給権発生日以後 6 月以内に交付されたもの。
- ・ 昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方の提出書類は、今後変更になる場合があります。

6 年金の手続きと届出

退職後の年金手続や質問などは、公立学校共済組合本部が窓口です。

電話の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号を御確認の上、連絡してください。
郵便の場合は、年金証書の記号番号又は待機者番号、氏名、住所、電話番号、相談・照会事項を記入の上、返信用封筒(宛名明記、切手貼付)を同封し、下記まで送付してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 電話 03-5259-1122 (月～金曜日の 9:00～17:30)
---------------------	---

各種届出用紙は、公立学校共済組合本部のホームページからダウンロードできます。

「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」

<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/download/index.html>

(1) 退職届書の提出と待機者登録

① 退職届書の提出

退職届書は、将来の年金決定に必要な組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し、年金が決定されるまで「年金待機者」として登録するために必要な書類です。

一般組合員の方は、退職時に退職届書を必ず提出してください。

② 再任用フルタイム職員が退職する場合

支給開始年齢に到達し、年金が決定されている場合(繰下待機中の方を除く)は、退職届書とあわせて「就職予定調査票」を提出してください。

在職中の年金の全部又は一部が停止を解き、退職日までの年金加入期間と給料情報を登録して年金額の改定を行います。

③ 年金待機者登録通知書

退職届書を提出すると、年金待機者番号が付番され、退職後おおむね4～6か月後に公立学校共済組合本部から「年金待機者登録通知書」とパンフレット「年金待機者になられた方へ」が送付されます。送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください

また、氏名や住所が変更となった場合は、お知らせ等が確実に届くよう、「年金待機者異動報告書」を必ず本部に提出してください。

④ 将来の年金請求方法

年金待機者となった方は、年金受給権が発生する誕生月の前々月頃に、本部から請求の案内が届きますので、ご自身で請求してください。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

(2) 年金の請求・決定・支給

① 概要

年金は、その権利を有する者の請求に基づいて、実施機関が決定することになっています。これを「請求主義」といいます(厚生年金保険法第33条)。

このため、年金は、受給権が発生したときに自動的に支給が始まるものではなく、皆さん自身が請求手続を行うことで受け取ることができます。年金の請求をせずに、受給権が発生したときから5年を過ぎると、法律に基づき5年以上前の年金は時効により受け取れない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

② 年金の請求

請求書等の書類を、日本年金機構あるいは公立学校共済組合に提出する必要があります。そのほか必要な書類がある場合は、公立学校共済組合本部又は福島支部から連絡します。

(退職者の場合)

老齢厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給開始年齢に達するおおむね3か月前に、最後に加入した実施機関から請求に必要な書類が送付されますので、送付のあった実施機関に提出してください。 ・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方の場合、原則として1つの実施機関に年金請求書を提出すると、他の実施機関の老齢厚生年金も請求できます。
遺族厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給権者又は待機者が死亡したときは、死亡した人が加入していた実施機関に連絡してください。 ・ 公立学校共済組合の場合は、本部又は福島支部のいずれかで連絡を受けますが、請求書の書類は本部に提出してください。 ・ 2つ以上の種別の被保険者期間を有する方が死亡した場合、原則として1つの実施機関に年金請求を提出することによって、他の実施機関に係る遺族厚生年金も請求できます。
障害厚生年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員期間中に初診日のある病気やケガにより、65歳に達する日の前日までに障害等級3級以上に該当する障がいの状態になったときは、公立学校共済組合福島支部に連絡してください。 ・ 請求書等は、退職者であっても公立学校共済組合福島支部に提出します。

退職後の年金請求時に、公立学校共済組合本部 年金相談室又は福島支部に伝える事項

- ・ 氏名(退職時と異なる場合は旧姓も)・生年月日・郵便番号・住所・電話番号
- ・ 待機者番号又は年金証書記号番号
- ・ 請求事由(請求手続を行う年金) 等

(在職者の場合)

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 老齢厚生年金 ○ 障害厚生年金 ○ 遺族厚生年金 | } | <p>在職中又は退職してすぐに受給権を取得される方には、公立学校共済組合福島支部から請求方法等をお知らせしますので、年金請求書は福島支部に提出してください。</p> |
|--|---|--|

昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法は、今後変更になる場合があります。

③ 年金の決定

年金の請求から決定まで、おおむね2～4か月間程度要します。2つ以上の種別の被保険者期間を有する場合は、さらに期間を要します。

年金が決定になると、受給権者に「年金証書」「年金決定通知書」「パンフレット」が送付されます。年金証書に表示されている氏名、生年月日、住所等に誤りがないか確認の上、大切に保管してください。

④ 年金請求の流れ(令和6年度末に61歳で退職される方)

生年月日が昭和38年4月2日～昭和39年4月1日（公立大学法人の教員等は除く）

年金支給開始年齢

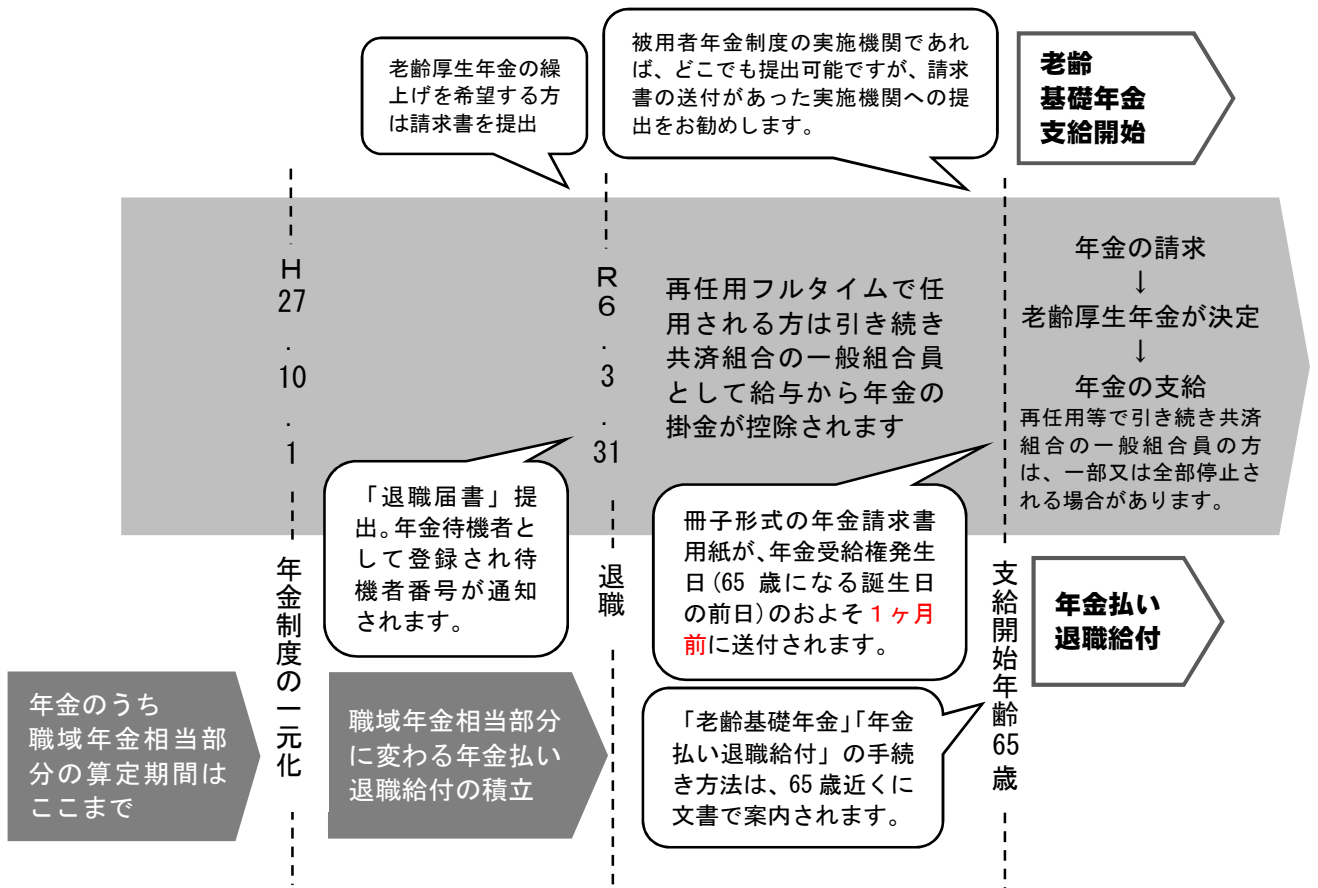
老齢厚生年金は65歳から支給開始となり、併せて日本年金機構から老齢基礎年金が支給されます。60歳以上であれば、支給開始年齢前であっても、繰り上げて受給できる制度があります。

年金請求の流れ

老齢厚生年金は、受給資格を満たす方が支給開始年齢に達すれば、在職中であっても、受給権を取得し、請求により年金が決定されます。

平成27年10月から被用者年金の一元化が実施され、公務員共済組合以外に民間の会社や私立学校にお勤めの期間をお持ちの方については、いずれか一つの実施機関に請求書を提出することにより、それぞれの期間の老齢厚生年金を同時に請求できます。

なお、昭和36年4月2日以降に生まれた方の請求方法については、今後変更になる場合があります。



⑤ 年金の支給

(初回支給)

年金は、給付事由の生じた月の翌月分から支給されます。

初回支給は、支給開始月から定期支給月の前月までの期間に対する支給分です。

2回目以降は、定期支給月に支給されます。公立学校共済組合と日本年金機構など、別の実施機関から年金を受給している場合、年金はそれぞれの実施機関から別々に振込まれます。

定期支給期日	支給期(2か月分)
2月	12・1月分
4月	2・3月分
6月	4・5月分
8月	6・7月分
10月	8・9月分
12月	10・11月分

(定期支給)

年金は、年6回偶数月の15日に、支給期月の前月までの2か月分が支給されます。基礎年金の支給日も同じです。支給期月の15日が土曜日に当たるときは14日に、日曜日に当たるときは13日に支給されます。

⑥ 年金支払通知書の送付

原則年2回、6月定期支給期及び12月定期支給期に、年金支払通知書が送付されます。通知内容は、それぞれ3定期分の支払予定日と支払額です。お手元に届きましたら住所、氏名を必ずご確認ください。

なお、送付後に、改定等により支給額等が変更となった場合は、直後の定期支給期に改めて変更後のお知らせがあります。

⑦ 年金の支給期間

年金の支給対象期間は、給付事由が発生した翌月分から給付事由の消滅したその月分までになります。加給年金額や中高齢寡婦加算等の加算額も同じです。再就職や退職改定などにより年金額に変更を生ずる事由が発生したときも、その翌月分から年金額が改定(変更)されます。

また、失権事由や支給停止事由が生じたときは、その事由が生じた月分まで年金が支給されます。

例えば、老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときは、亡くなった月分まで老齢厚生年金が支給されます。遺族に遺族厚生年金が支給される場合は、亡くなった月の翌月分から支給されます。

⑧ 年金の失権

年金が失権事由に該当したときは、その受給権は消滅し、年金の支給はなくなりますので、速やかに年金事務所や公立学校共済組合本部に連絡してください。失権の連絡が遅れ、次の年金が支給された場合は返納が必要です。

なお、老齢厚生年金の受給権者並びに障がい等級が1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、要件を満たす遺族に遺族厚生年金が支給されます。

(3) 年金受給権者の届出

① 現況届

年金受給者の方の現況確認は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用しているため、1年以上外国に居住している方等を除いて廃止しています。

加給年金額が加算された年金を受けている方には、加給年金額対象者の公的年金及び生計維持関係確認のため「加給年金額対象者に関する現況届」を誕生日の前月に送付しています。提出期限までに提出がない場合、加給年金額の支給が停止されます。

② 年金受給権者氏名・受取機関変更届

年金受給者の氏名や、年金を受け取る金融機関が変更となったときに、日本年金機構あるいは公立学校共済組合本部に提出します。

届出が遅れると、変更後の金融機関で受領できないことや、本部から送付される書類(年金支払通知書、現況届、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等)が届かない場合があります。

住所の変更があったとき

登録住所の変更は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行いますので、住民票の住所を変更すれば、公立学校共済組合への届出は原則不要です。

変更が反映するまでに4～5か月かかるため、必ず郵便局に転送届を提出してください。

なお、以下の方は住所変更の届出が必要です。本部までご連絡願います。

- ・ 外国籍の方又は外国に居住されている方
- ・ 成年後見人が選任されている方

③ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

所得税の課税対象となる老齢厚生(退職共済)年金等の受給者には、毎年10月に税額の控除を受けるための「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付されます。

同封のパンフレットを参考に、必要に応じて期限までに本部に提出してください。

④ 年金受給権者再就職届書

年金受給権者が常勤の公務員として再就職し、共済組合の一般組合員となったときは、再就職先の共済組合に「年金受給権者再就職届書」「年金証書(原本)」を提出してください。当該届書に基づき、年金の全部又は一部が支給停止となります。

なお、遺族厚生年金や遺族共済年金、遺族年金及び通算遺族年金の受給権者は必要はありません。

民間企業、私立学校、公立学校(嘱託員・非常勤職員)等に再就職した場合の届書等は不要です。国会議員や地方議会議員に就職した場合は、別途届書等の提出が必要です。

⑤ 年金受給権者等の一身上の届出

年金受給権者及び加給年金額対象者に一身上の異動があったときは、電話又は郵便で日本年金機構又は公立学校共済組合本部に届け出てください。

1. 年金受給権者が死亡した
2. 各種遺族年金の受給権者が婚姻、養子縁組、養子縁組を解消した
3. 各種障害年金の受給権者の障がいの程度が増進した
4. 併給調整の対象となる他の公的年金受給権が発生した
5. 併給調整されている年金へ選択替えを行う
6. 年金受給権者が、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給する
7. 年金受給権者が雇用保険の失業手当(基本手当)を受給する
8. 加給年金額対象者が死亡、離婚、養子縁組、養子縁組の解消、子が婚姻した
9. 加給年金額対象者の生計が、年金受給権者により維持されなくなった
10. 加給年金額対象の配偶者が、公的年金各法による老齢(退職)又は障がいを事由とする年金を受給する(老齢基礎年金は除く。)
11. 年金受給権者が禁錮刑以上の刑に処された

異動の手続きは、お早めに！

適正な年金受給のため、異動があったときはお早めにご連絡をお願いします。

例えば、年金を受けている方が亡くなったとき、届け出が遅れると年金を多く受け取り過ぎとなり、お返しいただくことになります。

手続きに必要な書類は、年金受給者の状況を確認の上、公立学校共済組合本部からお送りします。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話 03-5259-1122
福島支部 電話 024-521-7803

(4) 年金と税金

① 所得税

年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、支給の都度、所得税が源泉徴収されます。障がい及び遺族の年金は非課税です。

所得税に関する詳しいことは、お近くの税務署や、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

ア 源泉徴収税額の計算

(ア) 扶養親族等申告書を提出した方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

控除額の計算式

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{支給月数}$$

(イ) 扶養親族等申告書を提出していない方の計算方法

源泉徴収税額の計算式

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支給額} - \text{控除額}) \times 5.105\%^{**}$$

控除額の計算式

$$\text{控除額} = \text{基礎的控除額} \times \text{支給月数}$$

* 復興特別所得税を含む。

所得税の源泉徴収控除額表

〔基礎的控除額〕

区分	控除額(月額)
65歳未満	年金の月割額×25% + 65,000円 90,000円未満の場合は90,000円
65歳以上	年金の月割額×25% + 65,000円 135,000円未満の場合は135,000円

月割額は、支給額をその支給月数で除して求めます。

〔人的控除額〕

控除の種類	控除額(月額)
配偶者控除	32,500円
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者 40,000円
扶養控除	老人扶養親族 40,000円
	特定扶養親族 52,500円
障害者控除	普通障がい者 22,500円
	特別障害者 35,000円
	同居特別障害者 62,500円
寡婦控除	寡婦 22,500円
ひとり親控除	ひとり親 30,000円

各控除の条件は国税庁のホームページ等でご確認ください。

イ 所得税の確定申告

年金は年末調整を行うことができませんので、ご自身で確定申告を行ってください。次に該当する方は、確定申告により所得税の還付を受けられる可能性があります。なお、確定申告に関する詳しいことは、お近くの税務署にお問い合わせください。

- ・ 65歳以上で、公立学校共済組合の老齢厚生年金又は退職共済年金を受給されている方のうち、老齢基礎年金ではなく、障害基礎年金を受給されている方
- ・ 老齢基礎年金の繰下げを希望し、年金を受給していない方
- ・ 年の途中から年金を受給されている方
- ・ 年金から源泉徴収する際に受けられない控除がある方
 - 例) 社会保険料(介護保険料、国民健康保険料(税)など)を個別に納付された方
 - 10万円を超える医療費を支払った方
 - 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などを支払った方
 - 扶養親族に、同居している70歳以上の父母などがいる方

次の要件に該当する場合は、所得税の確定申告を省略することができます。ただし、確定申告により所得税の還付を受けられる場合があります。また、所得税の確定申告を省略できる方でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

- ・ 年間の公的年金等(当共済組合の課税年金・他の公的年金制度の課税年金・企業年金を含みます。)の収入金額が400万円以下
- ・ その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額[※]が20万円以下
 - ※ 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、年末調整されていない給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、退職所得及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の合計額

(イ) 公的年金等の源泉徴収票

12 月定期支給日前に、「年金支払通知書」に同封してお送りします。障がい及び遺族の年金は非課税ですから、源泉徴収票は送付されません。

② 住民税

年金は、県民税・市区町村民税の住民税が課税されます。退職後は、お住いの市区町村から送付される納税通知書により、年4回(6月・8月・10月・1月)市区町村役場の窓口や、金融機関等から納付します。65歳以降は、公的年金の支払いをする年金保険者(公立学校共済組合等)が年金から住民税を引き落とし、市区町村に納めます。

住民税は、前年の所得に対し課税されるため、退職した年の住民税は現職時と同程度の額が想定されます。退職の翌年以降は、老齢厚生年金等が住民税の課税対象です。

（５）在職中・再就職による年金の一部支給停止

老齢給付の年金受給者の方が、常勤の公務員や民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入しているとき又は国会議員・地方議会議員であるときは、年金の全部又は一部が支給停止される場合があります。常勤の公務員である場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

また、障害給付の年金受給者の方が民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している場合又は国会議員・地方議会議員である場合、年金の支給停止はありません。常勤の公務員の場合は、経過的職域加算額及び年金払い退職給付が全額停止されます。

なお、遺族給付の年金については、在職に伴う年金の支給停止はありません。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金保険の被保険者となった方（常勤の公務員、公立学校の嘱託員、私立学校の教職員、民間会社等への勤務など） ・ 国会議員、地方議会議員となった方 ・ 厚生年金保険の適用事業所に勤務されている 70 歳以上である方
届出方法	<p>原則として届出は不要。ただし、以下の場合は届出が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤の公務員となった場合 「年金受給権者再就職届書」に年金証書を添えて再就職先の共済組合に提出 ・ 国会議員、地方議会議員となった場合 「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要)

① 2 以上の実施機関から年金を受けている場合

すべての老齢厚生年金を合算して支給額の計算を行い、支給額がある場合は、支給額をそれぞれの実施機関の年金額に応じて按分した額が支給されます。

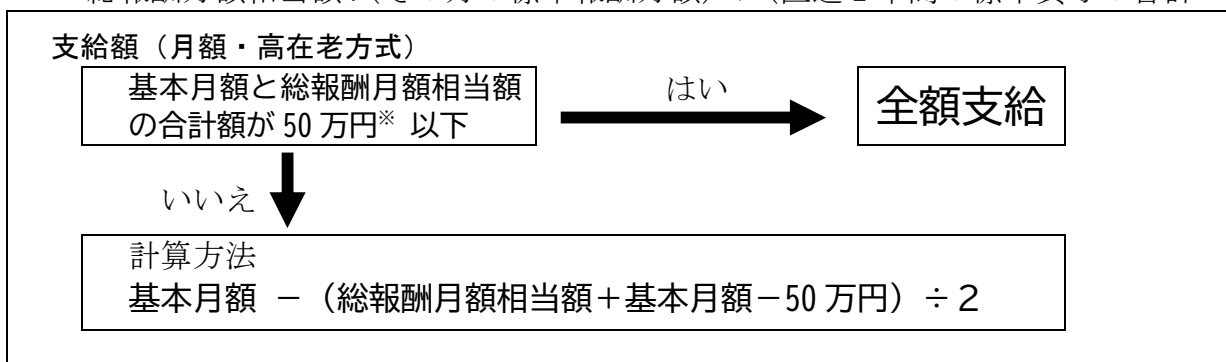
② 在職中の支給額

基本月額と総報酬月額相当額に応じて算定されます。支給額が 0 円の場合、老齢厚生年金は全額支給停止(繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。)となります。

用語説明

基本月額: 老齢厚生年金の月額(加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。)

総報酬月額相当額: (その月の標準報酬月額) + (直近 1 年間の標準賞与の合計 ÷ 12)



* 令和 6 年度の額です。今後、変更の場合があります。

③ 退職したとき

支給停止となった方が退職したときは、年金の支給停止が解除されます。
原則として届出は不要ですが、以下の場合には届出が必要です。

常勤の公務員を退職	退職による改定請求書を提出
国会議員、地方議会議員を退職	「国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」を提出(議会事務局等が直接情報提供を行う場合は提出不要)

(6) 年金加入期間確認通知書

年金加入期間確認通知書が必要な場合は、電話又は公立学校共済組合のホームページに掲出の「年金加入期間確認請求書」に、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付)を同封の上、公立学校共済組合本部へ提出してください。登録住所宛てにお送りします。

公立学校共済組合本部では、年金相談室での電話のほか、年金を受給している方のために24時間受付の専用電話による再交付自動受付サービスを行っています。

年金に係る証明書等が必要になったとき

<https://www.kouritu.or.jp/nenkin/shomei/index.html>

証明書等再交付自動受付サービス 電話 03-5259-8852

(7) 照会先一覧

照会先		照会内容
公立学校共済組合 本部 年金相談室	〒101-0062 東京都千代田区 神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122	退職後の手続き・お問い合わせ <input type="checkbox"/> 年金の請求 <input type="checkbox"/> 年金額の問い合わせ <input type="checkbox"/> 死亡等一身上の連絡 <input type="checkbox"/> 年金加入期間確認通知書の発行 <input type="checkbox"/> 年金証書の再発行など
公立学校共済組合福島支部 長期給付担当	〒960-8688 福島市杉妻町 2-16 教育庁福利課内 電話 024-521-7803	在職中の手続き・お問い合わせ <input type="checkbox"/> 障害厚生年金請求 <input type="checkbox"/> 在職中の年金加入期間確認通知書の発行 <input type="checkbox"/> 年金に関する一般的な相談

年金種類	公的年金関係機関	住所	電話番号
厚生年金 国民年金	東北福島年金事務所	〒960-8567 福島市北五老内町 3-30	024-535-0141
	平年金事務所	〒970-8501 いわき市平字童子町 3-21	0246-23-5611
	相馬年金事務所	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘 69	0244-36-5172
	郡山年金事務所	〒963-8545 郡山市桑野 1-3-7	024-932-3434
	会津若松年金事務所	〒965-8516 会津若松市追手町 5-16	0242-27-5321
	白河年金事務所	〒961-8533 白河市郭内 115-3	0248-27-4161
私学共済	日本私立学校振興・共済事業団	〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5	03-3813-5321

国民年金は、市区町村役場もお問い合わせの窓口です。

受付番号

届書
コード

年金加入期間確認請求書

様
氏名 〇〇〇〇-〇〇〇〇
住所 〇〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号 () - () - ()

1 老齢または退職 等 を支給事由とする年金を共済組合等へ請求するため必要があるので、 { 年金加入期間 合算対象期間 } の確認を請求します。
2 際
3 元

(様出先)

① (フリガナ) 氏名	② 明徳 大正 昭和 平成	生年月日	年 月 日
	(フリガナ) 旧氏名	③ 基礎年金番号	(厚年)
		④ 年金手帳 記号番号	(期債)
	⑤ 厚生年金 記号番号	(国年)	
履 歴			
加入制度	勤務先 (船舶所有者) の名称および所在地または請求者の住所	期 間	
厚生 年金 保険 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで	

(裏面の「記入上の注意」をよく読んで記入してください。)

加入制度	勤務先 (船舶所有者) の名称および所在地または請求者の住所	期 間
厚生 年金 保険 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで

(配偶者の欄) ※配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合のみ記入。

(フリガナ) 氏名	生年月日	年 月 日
	③ 基礎年金番号	(厚年)
	④ 年金手帳 記号番号	(期債)
	⑤ 厚生年金 記号番号	(国年)
履 歴		
加入制度	勤務先 (船舶所有者) の名称および所在地または請求者の住所	期 間
厚生 年金 保険 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで
国民 年金 被保険者		昭和・平・令 年 月 日から 昭和・平・令 年 月 日まで

加入期間確認通知書必要数

通

記入上の注意

- 1 請求者が自ら署名する場合には、押印は不要です。
 - 2 この年金加入期間確認請求を行う事由について、「1 老齢または退職」、「2 障害」、「3 死亡」のいずれかの番号、「年金加入期間」または「合算対象期間」のいずれかかをそれぞれ○で囲み、提出先の共済組合名等をすべて記入してください。
 - 3 ①の氏名欄には、戸籍上の氏名を記入してください。
前に被保険者であった方が、その制度の被保険者でなくなつたあとで戸籍上の氏名を変更した場合に限り、最後に被保険者でなくなつた当時の旧氏名を記入してください。
 - 4 ②の生年月日欄は、該当する元号を○で囲み、戸籍上の生年月日を記入してください。
 - 5 ③の基礎年金番号欄には、新年金手帳（基礎年金番号通知書）に書いてある基礎年金番号を記入してください。
 - 6 ④の手帳記号番号等（厚年）欄について
厚生年金保険の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（被保険者証）に書いてある厚生年金保険の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（船員）欄について
厚生年金保険（船員）の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（年金手帳記号）に書いてある厚生年金保険（船員）の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（国年）欄について
国民年金の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金手帳（国民年金手帳）に書いてある国民年金の記号番号を記入してください。
④の手帳記号番号等（農林）欄について
旧農林漁業団体職員共済組合の組合員であった期間について確認の請求をする場合には、組合員証に書いてある旧農林漁業団体職員共済組合の組合員番号を記入してください。
 - 7 ⑤の年金証書記号番号欄について
既に年金決定を受けている方で、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合および日本私立学校・振興事業団の被保険者であった期間について確認の請求をする場合には、年金証書記号番号を記入してください。
 - 8 ⑥の履歴欄は、該当する加入制度を○で囲み、○で囲んだ制度が
・ 厚年および共済組合の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。
また、厚生年金保険の第四種被保険者があった場合は、住所及び期間を記入してください。
・ 船員の場合、船舶所有者の氏名または名称（昭和16年12月8日から昭和21年3月31日までの間に船舶に乗り組んでいた期間については、その船舶名および船舶所有者の氏名または名称）と所在地および期間を記入してください。
また、厚生年金保険（船員）の任意継続被保険者があった場合は、住所および期間を記入してください。
・ 国年の場合、加入当時の住所および期間を記入してください。
・ 農林の場合、勤務先の名称、所在地および期間についてできるだけ詳しく記入してください。
また、旧農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員があった場合は、住所および期間を記入してください。
- ※ 合算対象期間を請求する場合、加入していた共済組合名等および期間を記入してください。
また、いずれの制度にも加入していない期間がある場合には、その当時の住所および期間を記入してください。
- 9 年金手帳等の氏名または生年月日が、戸籍上の氏名または生年月日と違っている場合には、氏名変更（訂正）届または生年月日訂正届を同時に提出してください。

- 10 配偶者の加入期間に基づく合算対象期間の請求をする場合には、配偶者の欄も記入してください。
記入にあたっては、上記の事項を参考にしてください。

合算対象期間を請求する際に添えなければならない書類等

- 1 加入していた共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
- 2 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から障害・遺族年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 3 配偶者の期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 婚姻年月日等が確認できるもの（戸籍謄本、抄本等）
 - ・ 配偶者が共済組合等に加入していたことがあれば、その共済組合等が発行した年金加入期間確認通知書
 - ・ 国民年金、厚生年金保険、船員保険以外に公的年金制度等から老齢、退職を支給事由とする年金（その額の計算の基礎となる期間の月数が240月未満のものは除く。）または障害年金を受給したことがあれば、その年金証書またはこれに準ずる書類の写し
- 4 学生期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 在学期間が確認できるもの（在籍証明書等）
- 5 国会議員および地方議会議員に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 国会議員および地方議会議員であった期間が確認できるもの
- 6 日本国内に住所を有さず、日本国籍を有していた期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 外国在住期間が確認できるもの（滞在国の日本領事館が発行した在留期間証明書、滞在国の政府が発行した居住証明書、戸籍附票等）
 - ・ 日本国籍を有していた期間が確認できるもの（戸籍抄本等）
- 7 日本国籍を有していない期間に基づき合算対象期間を請求する場合
 - ・ 日本への上陸許可年月日が確認できるもの（外国人登録簿等）
 - ・ 日本国籍または永住権を取得したことが確認できるもの（外国人登録簿等）

※ 「公的年金制度等」とは、次の制度です。

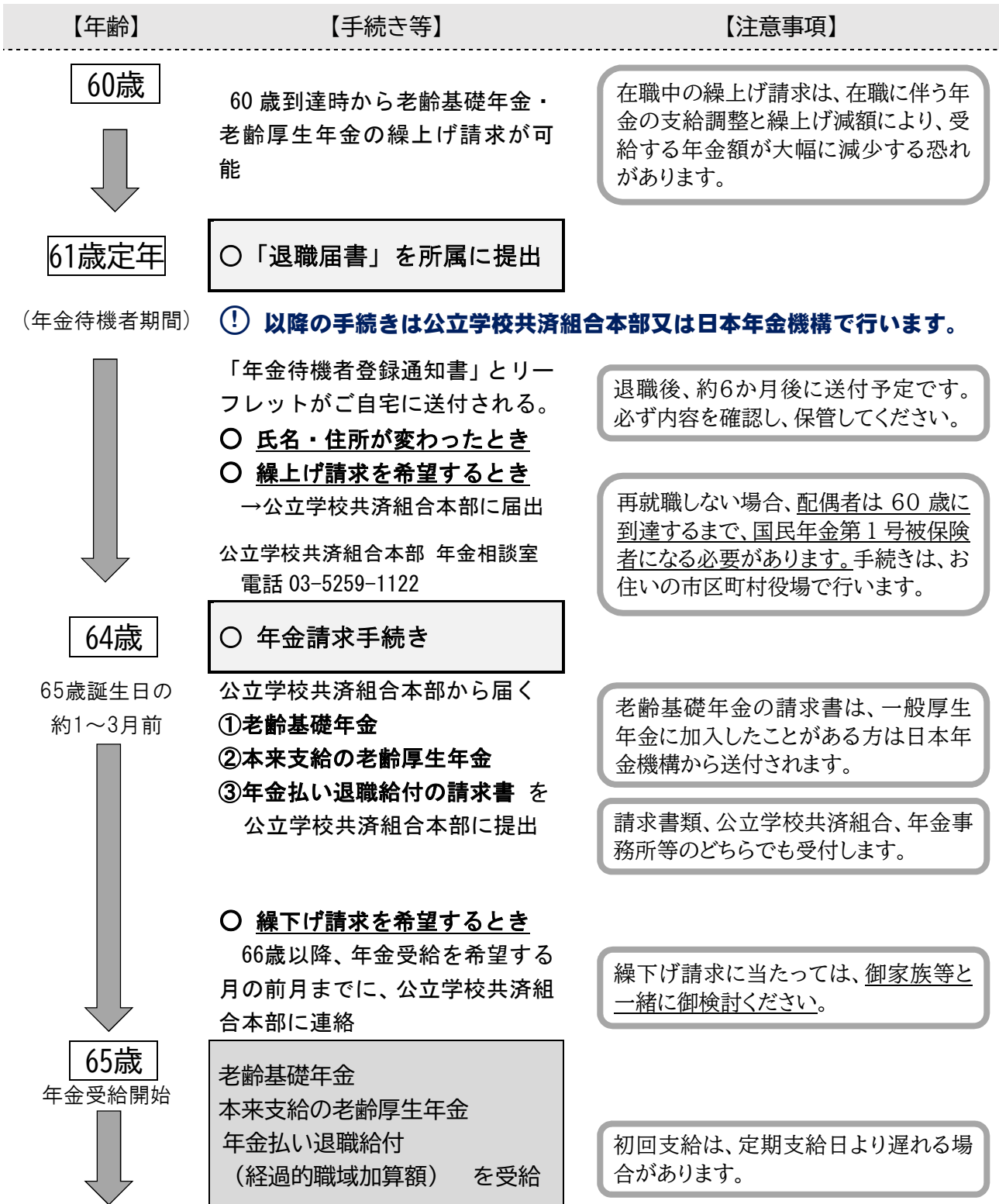
1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 船員保険（旧法の年金のみ）
4. 国家公務員共済組合
5. 地方公務員共済組合
6. 私立学校教職員共済
7. 旧農林漁業団体職員共済組合
8. 恩給
9. 地方公務員の退職年金に関する条例
10. 日本製鉄八幡共済組合
11. 執行官
12. 旧令による共済組合等
13. 戦傷病者戦没者遺族等援護

7 退職後の働き方別「年金請求の手続き」

主なケースを例示しますので参考にしてください。

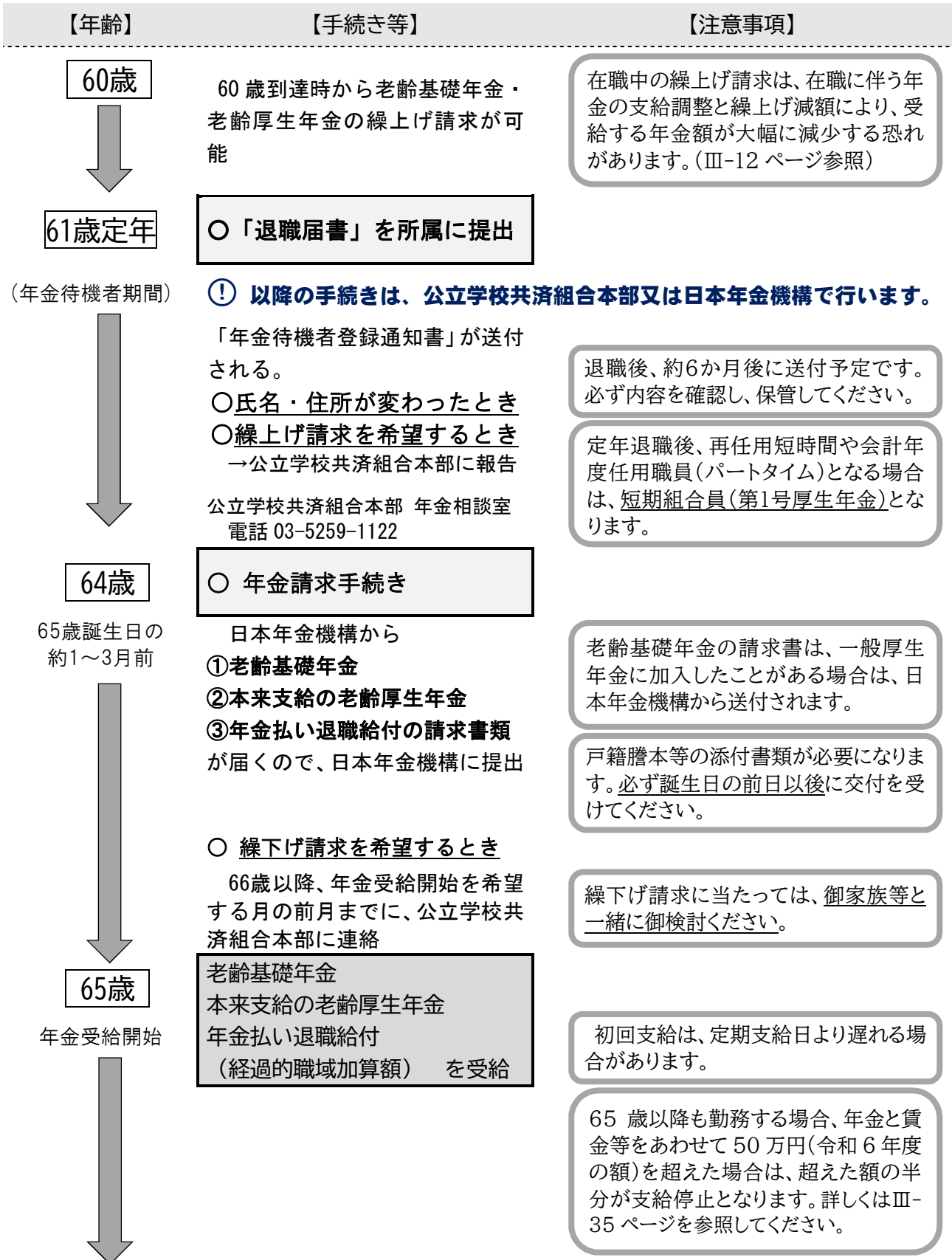
ケース1

- 61歳定年退職し、退職後は勤務しない。
- 公的年金の加入歴は、公務員厚生年金のみ。
- 現在59歳の被扶養配偶者あり。



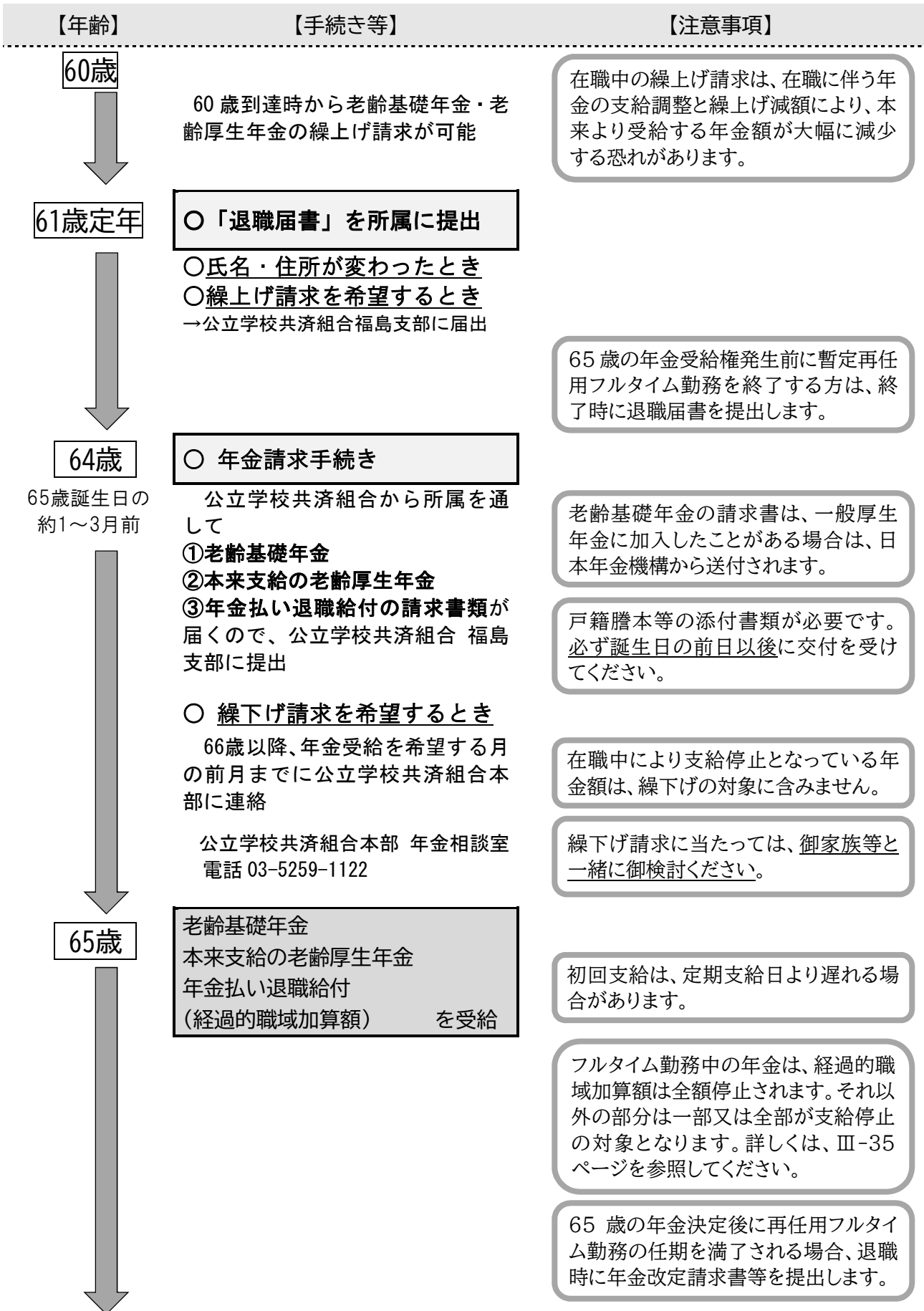
ケース2

- 61歳定年退職
- 退職後は暫定再任用短時間又は会計年度任用職員(パートタイム)として勤務し、短期組合員(第1号厚生年金加入)となる予定
- 公的年金の加入歴は、公務員厚生年金のみ



ケース3

- 61歳定年退職し、退職後は暫定再任用フルタイム職員で勤務する。
- 定年退職前と同様に、公立学校共済組合の一般組合員となる。



ケース4

- 61歳定年退職し、退職後は勤務しない。
- 定年退職と同時に、年金の繰上げ請求を希望する。

【年齢】	【手続き等】	【注意事項】
<p>60歳</p> <p>↓</p>	<p>60歳到達時から老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰上げ請求が可能</p>	<p>在職中の繰上げ請求は、在職に伴う年金の支給調整と繰上げ減額により、本来より受給する年金額が大幅に減少する恐れがあります。</p>
<p>61歳定年</p> <p>↓</p>	<p>○ 「退職届書」を所属に提出</p>	
	<p>○ 繰上げ支給を希望</p> <p>公立学校共済組合福島支部に、繰上げ請求希望の連絡をします。請求書類を送付しますので、福島支部に提出してください。</p>	<p>繰上げ支給の場合、年金額は1月当たり0.4%の割合で減額されます。老齢厚生年金を60月繰上げた場合は、24%の減額です。老齢基礎年金も同時に繰上げしますので、同様に24%減額です。(Ⅲ-12ページ参照)</p>
	<p>○ 氏名・住所が変わったとき →公立学校共済組合本部に届出</p>	<p>繰上げ支給決定後は、生涯に渡り減額された年金額が支給されます。手続きの取消しや遡及はできませんので、請求に当たっては、御家族等と一緒に御検討ください。</p>
	<p>老齢基礎年金(繰上げ) 本来支給の老齢厚生年金(繰上げ) 年金払い退職給付(繰上げ) (経過的職域加算額(繰上げ)) を受給</p>	<p>初回支給は、定期支給日より遅れる場合があります。</p>

退職後、暫くしてから繰上げ支給を希望する場合は、公立学校共済組合本部に書類等を請求してください。

公立学校共済組合本部 年金相談室 電話03-5259-1122